

## 次世代育成支援対策行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標 : ○三歳以上の子どもを養育する労働者に対する短時間勤務制度  
○育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知  
○子どもが保護者である労働者の働いているところを実際にみることができる「子ども参観日」を実施する。

<対策>

- 令和7年5月～ 検討会の設置
- 令和7年6月～ 社内広報誌等による社員への目標について周知

広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目20-1

社会福祉法人誠心福祉会

理事長 平野 典子